

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、倒壊を防ぐ程度にまで改修を行い、最終的には耐震化を促進するために、旧基準木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用範囲は、大口町の区域とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家を含む。）をいう。ただし、空家となるもの及び国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 大口町が実施する階数2以下の木造住宅の無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する木造住宅耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法または精密診断法による評点

(4) 耐震改修工事 第2号アにおいて判定値が1.0未満又は第2号イにおいて得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする工事をいう。

(5) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を二段階に分けて行う工事をいう。

ア 一段目耐震改修工事 第2号アにおいて判定値が0.4以下、又は第2号イにおいて得点が40点以下と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする工事をいう。

イ 二段目耐震改修工事 アの耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について判定値を1.0以上とする工事をいう。

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる木造住宅は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 前条第1号に規定する旧基準木造住宅であること。
- (2) 前条第2号アにおいて判定値が0.4以下又は第2号イにおいて得点が40点以下と診断されていること。

(補助の対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者であること。
- (2) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助の対象工事)

第6条 補助の対象は、第3条第5号ア及びイに規定する工事に限る。ただし、別表1に定める耐震補強工事は必ず行わなければならない。

2 前項の工事に係る補強計画は、次の各号のいずれかの基準により算定したものとする。

- (1) 改定愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値
- (2) 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(補助金の額)

第7条 1戸当たり（長屋建て、共同建ての場合は1棟当たり）の補助金の額は、

別表 2 のとおりとする。ただし、補助金の額は 1, 0 0 0 円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第 8 条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書（様式第 1）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修計画書
- (2) 旧基準木造住宅であることを証する書類
- (3) 旧基準木造住宅を所有する者であることを証する書類
- (4) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第 3 条第 2 号によるものに限る）
- (5) 次に掲げる書類を備えた耐震補強工事計画書（一段目耐震改修工事については判定値を 0. 7 以上とし、二段目耐震改修工事については判定値を 1. 0 以上とするもの。）

ア 案内図及び平面図

イ 補強計画図その他補強方法を示す図書

ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の総合評価（建築士の記名のあるものに限り、かつ、一段目耐震改修工事については、判定値が 1. 0 以上となる総合評価も添付すること。）

- (6) 耐震補強工事見積書（補強工事等を別表 1 に掲げる区分ごと及びその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）

- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2）により、申請者に通知するものとする。

(計画の変更承認)

第 9 条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金変更承認申請書（様式第 3）に補助事業の内容変更が分かる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 改修工事の施工箇所及び施工方法の変更

(2) 補助金の額の変更

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の変更承認の可否を決定し、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金変更承認（却下）通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

第10条 補助対象工事の着手は、補助金交付決定通知書を受け取った後に行わなければならない。

（工事遅滞等の報告）

第11条 申請者は、耐震改修工事が予定の期間内に完了しない場合、又は当該工事の遂行が困難になった場合は、速やかに大口町木造住宅段階的耐震改修工事遅滞等報告書（様式第5）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を確認し、指示書（様式第6）により、申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 申請者は、耐震改修工事の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに大口町木造住宅段階的耐震改修工事中止（廃止）届（様式第7）を町長に提出しなければならない。

（中間検査）

第13条 申請者は耐震工事の実施中に、当該耐震改修工事の中間検査を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該耐震改修工事の設計・管理者及び施工者の立合いを求めることができる。
- 3 町長は、当該検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めるときは、申請者に工事の改善を指示することができる。

（完了実績報告等）

第14条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに大口町木造住宅段階的耐震改修工事完了実績報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添付し、町

長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）

(3) 工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるものに限る。）

(4) 耐震改修工事が耐震補強工事計画書に基づき施工されたことを証する書類
（建築士の記名のあるものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、町長が認める場合については、当該年度の3月31日までとすることができる。

（完了検査等）

第15条 町長は、前条第1項の規定による大口町木造住宅段階的耐震改修工事完了実績報告書の提出があったときは、補助金の事務を所掌する課の職員をして、耐震改修工事の検査をさせ、若しくは関係者に意見を聞かせることができる。

2 町長は、前項の検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式第9）により申請者に通知するものとする。

（補助金の額の確定等）

第16条 町長は、第14条第1項の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付金額を確定し、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金確定通知書（様式第10）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第17条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金支払請求書（様式第11）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき、申請者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第18条 町長は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第12）により、補助金の交付決定を取り消す、又はその返還を命ずることができる。

(1) 不備事項の改善を行わないとき。

(2) 虚偽その他不正の手段によりこの要綱による補助金の交付を受けようとした又は受けたとき。

(3) 補助金を補助の目的以外の用途に使用したとき。

(4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の整理）

第19条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（危険負担）

第20条 この要綱により補助を受けた段階的耐震改修工事の施工後に生じた旧基準木造住宅の倒壊等による損害について、大口町は一切その責を負わない。

（庶務）

第21条 この要綱における補助金の事務は、まちづくり部まちづくり推進課において処理をする。

（その他必要事項）

第22条 この要綱に定めるもののほか、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金について必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成25年5月31日 大口町告示第87号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第53号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第48号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 大口町告示第40号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日 大口町告示第４３号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年７月２日 大口町告示第８０号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町木造住宅耐震改修費補助金
交付要綱の規定は、平成３０年４月２日から適用する。

附 則（令和２年３月３１日 大口町告示第２９号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日 大口町告示第６８号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２８日 大口町告示第２１号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補強工事等

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	・ 地盤改良工事		・ 屋根工事 ・ 木造躯体工事（屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む） ・ 撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ（ P ）の評価を向上させることを目的とした工事	・ 木造躯体工事 ・ 基礎工事（土工事を含む）		・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む） ・ 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
総合判定において劣化度（ D ）の評価を向上させることを目的とした工事			・ 木造躯体工事（劣化部材の取替え） ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む） ・ 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして町長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして町長が認める工事

別表 2（第 7 条関係）

補助対象経費	大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱第 6 条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 ア 一段目耐震改修工事にあつては、耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、60 万円又は耐震補強工事費の 100%のうち少ない額を限度とする。 イ 二段目耐震改修工事にあつては (1) 耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、40 万円又は一段目耐震補強工事費と二段目耐震補強工事費の合計の 80%の額から一段目の補助金を差し引いた額のうち少ない額を限度とする。 (2) 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
補助金の交付金額	ア 一段目耐震改修工事にあつては、上欄アの助成額 イ 二段目耐震改修工事にあつては、上欄アとイ合計の助成額から (2) の額を差し引いた額